

令和2年1月教育委員会定例会議事録（要旨）

- 1 開催日時 令和2年1月16日（木）
開会：午前10時 閉会：午前10時20分
- 2 開催場所 第3委員会室
- 3 会議次第
 - 12月定例会議事録承認
 - 教育長報告
 - 議案第1号 平成28年教育委員会告示第8号（個人演説会等の施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用の額の公表について）の一部改正に係る臨時代理について
 - 議案第2号 大津市立図書館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
 - 議案第3号 大津市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について
 - 議案第4号 大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会委員の委嘱に係る臨時代理について
- 4 出席委員
日渡教育長、前田委員、壽委員、八田委員、桶谷委員
- 5 事務局出席者
丹羽教育次長、橋詰政策調整監、中野教育監、青山教育総務課長、上杉同課長補佐、人見学校教育課長、太田児童生徒支援課長、伏見同課長補佐、押栗生涯学習課長、山口文化財保護課長、松下図書館長、他谷幼児政策課長、水上同課幼児教育指導監、西本教育総務課主任、金城同課主事
- 6 会議を傍聴した者
(1) 一般傍聴者 0人 (2) 市政記者等の傍聴者 0人
- 7 議事の経過 別紙のとおり

(議事の経過)

開会 教育長が1月定例会の開会を宣言
市民憲章斉唱

議題の非公開 議案第4号について非公開とすることを決定

1 2月定例会議事録承認 承認

教育長報告

○議案第1号 平成28年教育委員会告示第8号(個人演説会等の施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用の額の公表について)の一部改正に係る臨時代理について

【説明】

○青山教育総務課長 個人演説会等の施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用の額を定める教育委員会告示について、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に伴う、費用に関する所要の改正に係り、教育委員会会議を開く時間がなかったことから、教育長が12月27日付けで臨時に代理したものについて、承認を求めるものである。

改正の内容について、休日の使用料は27,844円から28,771円に、平日の使用料は、午前9時から午後5時までを8,448円から9,090円に、午後5時から午後9時までを26,415円から27,322円に改めるものである。

改正の背景について、演説会等の使用にあたって納付すべき費用は、凡そ国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に基づいて決定しているが、今般の同法律改正により、平日の昼間は9,090円とするものである。また、平日の夜間及び休日については、少し複雑なルールとなるが、第9条の表中の25,675円及び26,992円に加えて、第2項に従って16,476円及び17,793円に「政令で定める割合」を乗じて得た額を加算した額となる。この「政令で定める割合」は、政令(国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令)によれば、「一般職の職員の給与に関する法律第11条の3第1項に規定する人事院規則で定める地域及び当該地域に係る同条第2項に規定する割合」となっている。そして、一般職の職員の給与に関する法律第11条の3第2項第5号において、五級地は100分の10という割合が定められており、また、地域手当に関する人事院規則によれば、大津市は五級地となっている。

従って、平日夜間については、25,675円に16,476円の100分の10を加えた27,322円に、休日については、26,992円に17,793円の100分の10を加えた28,771円に改めるものである。

【質疑】 なし

【採決】 承認

○議案第2号 大津市立図書館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

【説明】

○松下図書館長 去る令和元年9月議会に上程した、南郷公民館図書室を大津市立図書館南郷分館とする条例案は可決され、令和2年4月から大津市立図書館、いわゆる本館の下部組織として南郷分館を運営していくこととなった。

これに伴い、大津市立図書館の管理運営に関する規則において、南郷分館の休館日と開館時間を規定するとともに必要な条文整理を行うものである。

なお、南郷分館は、大津市南部地域の住民に対する図書館サービスの利便性向上に資すること

を目的とし、本館のサービスを補完する組織であるという位置づけの下、現状の運営形態を踏まえて、休館日・開館時間を設定したものであり、具体的には、これまでと同様に、休館日を月、日曜日、開館時間を午前10時から午後6時とするものである。

【質 疑】 なし

【採 決】 可決

○議案第3号 大津市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について

【説 明】

○他谷幼児政策課長 大津市立仰木幼稚園、大津市立雄琴幼稚園の廃止に伴い、所要の改正を行うものである。現行の規則においては、仰木小学校の通学区域を仰木幼稚園の通園区域、雄琴小学校の通学区域を雄琴幼稚園の通園区域としている。これについて、仰木幼稚園の廃止に伴い、仰木の里幼稚園の通園区域に「仰木小学校の通学区域」を編入し、雄琴幼稚園の廃止に伴い、坂本幼稚園の通園区域に「雄琴小学校の通学区域」を編入するものである。

なお、仰木幼稚園、雄琴幼稚園の廃止に伴う通園区域の見直しについては、令和元年12月20日に開催された大津市通学区域審議会において諮問し、「仰木幼稚園、雄琴幼稚園の廃止に伴う通園区域については、それぞれ通園区域が隣接する仰木の里幼稚園、坂本幼稚園の通園区域に編入することが妥当である」との答申を受けている。

【質 疑】 なし

【採 決】 可決

○議案第4号 大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会委員の委嘱に係る臨時代理について

【説 明】

○太田児童生徒支援課長 教育委員会の附属機関である大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会、いわゆる第三者調査委員会の現委員の2年任期が、昨年12月31日で満了を迎えることから、新たに委員を委嘱するものである。

正副委員長については再任となり、残りの3名については新任となる。なお、本件は、教育委員会の会議を開く時間的余裕がなかったため、昨年12月27日付けで教育長による臨時代理で処理したものについて承認を求めるものである。

【質 疑】 なし

【採 決】 承認

閉会 教育長が1月定例会の閉会を宣言